

(別紙1)

出願前の志願者用

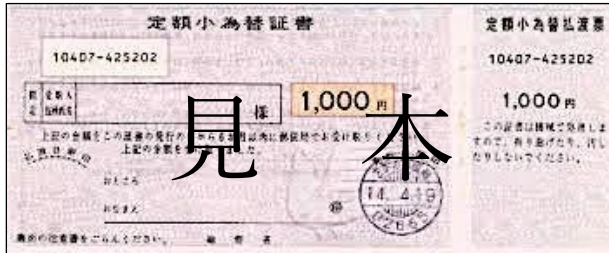
募集要項の訂正について2

定額小為替及び普通為替の手数料が改定されています。そのため、定額小為替と比較して普通為替の料金の方が低額となりますので、選抜手数料（2, 200円）を普通為替で納付ください。ただし、定額小為替での納付を妨げるものではありませんので、すでに定額小為替を購入済みの場合、定額小為替をお使いいただいて構いません。

以下の①～④について訂正をお願いいたします。

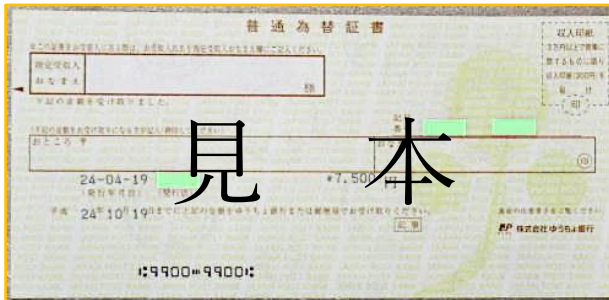
【定額小為替から普通為替への変更（詳細）】

<定額小為替>



(i) 定額小為替証書1枚につき200円の料金がかかる。
1,000円×2枚、200円×1枚の証書が必要なため、600円の料金となる。

<普通為替>



(ii) 普通為替証書1枚につき550円の料金がかかる。
証書は1枚で済むため550円の料金となる。

(i)、(ii)の比較より料金が低額となる「普通為替」へと変更しています。

① 募集要項 P.4

4 入学願書等の作成・提出等

入学者選抜検査の受検に際して、志願者は入学願書等を作成し、当該小学校長は、調査書等の書類を作成しなければならない。これらの書類の作成に当たっては、事実と反することがないよう正確を期すること。もし虚偽の記載があった場合は、当該県立中学校長は、その受検又は入学を取り消すことができる。

[1] 入学願書と選抜手数料等

(1) 入学願書等の作成

志願者は、所定の入学願書（様式1-1）、写真票（様式1-2）、受検票等送付用封筒（様式1-3）404円分の切手をはること、受検票（様式1-6）、領収証書兼原符（様式1-7）及び結果通知用封筒（様式1-4）344円分の切手をはること）を作成する。
なお、写真票にはる写真は、鮮明なものを使用する。

(2) 選抜手数料

志願者は、選抜手数料（2, 200円）を、郵便局の定額小為替で納付するものとする。

(3) 配慮措置申請書の作成（上記「3 障害等のある受検者への対応」を参照）

~~404円~~ → 434円

定額小為替 → 普通為替

② 募集要項 P.11

問5 入学願書等を提出する際にどんなことに注意すればよいのですか

答 ①提出方法について

持参による手続きは行わないので、郵便事情を考慮し、余裕をもって郵送してください。

令和6年度の入学者選抜においては、令和5年12月6日（水）から12月12日（火）消印有効です。

定額小為替→普通為替

②選 hands 手数料（2,200円）について

郵便局の定額小為替で入学願書等に添えて提出してください。

※郵便局の定額小為替の両面にある記入欄には、何も記入せずに提出してください。

③ 募集要項 P.15

・選 hands 手数料は、郵便局で2,200円分の定額小為替を購入し、表面及び裏面ともに未記入のまま提出する。

定額小為替→普通為替

○様式2-2 配慮措置申請書

- ・保護者が「障害等の種類・程度」「生活の状況」の欄までを記入する。
- ・記入後、在籍小学校長に提出し、「小学校における生活の状況及び指導上の配慮事項」「受検上必要と考えられる特別な配慮等」の欄を記入してもらい、在籍小学校長の確認印をもらう。
- ・県教育委員会のホームページから取得した様式を使用してもよい。（様式のサイズや用紙については、15ページを参照する。）

④ 願書等提出用封筒

募集要項の中に入っている茶色の大きな封筒です。

404円→434円

定額小為替→普通為替

下のチェック欄で提出書類等を確認してください。

- 入学願書
- 写真票
- 受検票等送付用封筒（404円分の切手をはること）
- 結果通知用封筒（344円分の切手をはること）
- 受検票
- 領収証書添付
- 選 hands 手数料 郵便局の定額小為替2,200円分